

女性登用に関する目標値(平成28年4月1日現在)

	目標値	
役員	14.3	%
管理職	13.2	%

- ・ 役員…学長、理事、監事(理事及び監事は非常勤を含む)
- ・ 管理職…事務局長級(理事を兼ねる者を除く。)、副学長(理事又は事務局長を兼ねる者を除く。)、部長級(学長補佐を含む)、課長級、室長、副学長(理事又は事務局長を兼ねる者を除く。)、学長補佐、学部長(教養部長、学群長等を含む)、研究科長(修士課程長等を含む)、病院長、附属学校長、所長(センター長含む)、館長、船長、薬剤部長、看護部長、副看護部長に相当する職のうち、国立大学が法人化する前の人事院規則9-17(俸給の特別調整額)における四種以上に相当する手当が支給される職。